

改正労基法セミナー

「年次有給休暇」 「時間外労働の上限規制」 開催のお知らせ

4月からの改正法施行に伴い、改正労基法セミナーを開催いたします。

厚生労働省ホームページ掲載パンフレットをテキストに改正法を解説いたします。



パンフレットはこちらに掲載されています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

日時

『年次有給休暇』 2月22日(金)、2月25日(月) 各 13:30~14:30

『時間外労働の上限規制』 3月13日(水)、3月15日(金) 各 13:30~14:30

内容

『年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説』

『時間外労働の上限規制 わかりやすい解説』に基づく改正法の説明

講師：医療の職場づくり支援センター 医療労務管理アドバイザー

場所

福井県医師会館 5階 会議室（福井市大願寺3丁目4-10）



参加をご希望の方は、下記申込書にご記入のうえ、医療の職場づくり支援センターへお申込みくださいますようお願いいたします。会場の都合上、後日日程調整のご連絡をさせていただく場合があります。

お申込み・お問合せ先

福井県医療の職場づくり支援センター

〒910-0001 福井市大願寺3丁目4-10 福井県医師会内

TEL: 0776-24-1666 FAX: 0776-21-6641

改正労基法セミナー 申込書

平成 31 年 月 日

医療機関名			
職名		電話番号	
氏名			
日程	※参加を希望される日に○を付けて下さい 『年次有給休暇』 2月22日(金) ・ 2月25日(月) 『時間外労働の上限規制』 3月13日(水) ・ 3月15日(金)		

返信先：福井県医療の職場づくり支援センター

【FAX：0776-21-6641】